

佐野市こどもクラブ運営委託業務プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 佐野市こどもクラブ運営委託業務
- (2) 業務目的 本市が保有するこどもクラブの運営を行う。
- (3) 業務内容 別紙「佐野市こどもクラブ運営業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)を参照のこと。
- (4) 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 提案限度価格 390,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
 ※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を越えることはできない。
- (6) プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由
 本業務は、放課後児童健全育成事業に対する理解度やクラブ指導員の人材確保方策、運営方法等が非常に重要となる。クラブの運営委託に当たり、質の高い健全育成を実現するため、価格による競争ではなく、事業に対する理解度や運営力、指導員確保の方策等、事業者の持つノウハウを最大限活用していく必要があることから、プロポーザル方式により契約候補者を特定するものである。
- (7) 対象施設 本業務の対象施設は以下のとおりとする。

施設名	所在地	【参考】H31.4 入所児童数
犬伏東こどもクラブ	佐野市伊勢山町1426-7	23人
第2犬伏東こどもクラブ	佐野市伊勢山町1534 (犬伏東小学校敷地内)	31人
第3犬伏東こどもクラブ	佐野市伊勢山町1534 (犬伏東小学校敷地内)	30人
第1城北こどもクラブ	佐野市堀米町1178-1	44人
第2城北こどもクラブ	佐野市堀米町1178-1	44人
第3城北こどもクラブ	佐野市堀米町1156 (城北小学校敷地内)	43人
第4城北こどもクラブ	佐野市堀米町1156 (城北小学校敷地内)	43人
第5城北こどもクラブ	未定	※40人
第6城北こどもクラブ	未定	※40人
旗川こどもクラブ	佐野市並木町964-8 (旗川小学校敷地内)	57人
第1あそ野こどもクラブ	未定	※40人
第2あそ野こどもクラブ	未定	※40人
第3あそ野こどもクラブ	未定	※40人
第4あそ野こどもクラブ	未定	※40人

※第5・第6城北こどもクラブ、第1・第2・第3・第4あそ野こどもクラブは、令和元年度未完成予定のため、入所見込人数を記載。

(8) 業務実施上の条件

- ① 本業務を遂行するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、条例、規則、規定等）を遵守するものとする。
- ② 委託業務に重大な支障が生じぬよう、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう十分な人員（責任者等）を配置するものとする。
- ③ その他業務に必要な事項は、仕様書による。

2 提案書提出者に要求される資格要件

要件公告日現在、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、U03福祉・医療関係業務又はU08その他の役務の提供に登録のある事業者で、開札の日までにおいて次の資格をすべて満たしていること。

- (1) こどもクラブについて、地方公共団体からの業務受託実績が2年以上ある法人であり、本市内に事業所を有する団体であること。なお、参加時点で本市内に法人事業所を有しない法人が候補者に選定された場合には、令和2年3月31日までに本市内に事業所を置くこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 市税の滞納がある者でないこと。

3 選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和元年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	令和元年10月11日（金）
参加表明書の提出期限	令和元年10月25日（金）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知(予定)	令和元年11月1日（金）
質問受付	令和元年11月8日（金）
質問回答(予定)	令和元年11月15日（金）
提案書の提出期限	令和元年12月2日（月）
プレゼンテーション及び質疑応答(予定)	令和元年12月中旬
特定・非特定通知書の通知	令和元年12月下旬

4 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

(1) 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）
- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）

(2) 記載上の留意事項

- ① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。
- ② 実績については、過去5年以内の同種または類似の業務実績を記入すること。

(3) 問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市子ども福祉部子ども課子ども育成係（担当 勝呂）
TEL 0283-20-3023(直通)
FAX 0283-24-2708
e-mail : kodomo@city.sano.lg.jp
※参加表明に関する質問については、電子メールによるものとする。

5 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和元年10月25日(金)午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所 4(3)に同じ。

(3) 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(4) 提出部数 参加表明書等の提出部数は、①は正1部、③は正1部、副10部とする。なお、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、契約書の写しを、正に1部添付すること。

6 提案書の提出を選定するための基準

提案書の提出を選定するための評価事項は次のとおりである。なお、資格要件については、全て満たす場合に資格ありとし、提案書の評価には加点しない。満たさないものがある場合は選定しない。

評価要件	評価事項
1 資格要件	当該業務において設定された提案書の提出者に要求される資格要件を満たしているかどうか
2 企業の特徴、経営状況	当該業務に取り組む姿勢、強み等があるか
3 同種又は類似業務の実績	設定した業務分野に対して実績があるか

7 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨、プロポーザル参加要請を書面により通知する。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ① 受付場所 4(3)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (5) 参加申込書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。提出期限までに企画提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

8 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書(別記様式第4号)

表紙、目次及びページ番号を付すほか、別添仕様書に基づき、次に掲げる事項に対して提案書を作成すること。

- ① 業務の実施方針、理解度に対する提案(任意様式:A4版、概ね5ページ以内とする。)別添「仕様書」に記載する業務を遂行するための具体的な手法等を記載すること。「業務の目的」達成のために必要な事項について、追加提案も可能とする。ただし、関係条例等の範囲を超える提案は不可とする。
- ② 日常の運営に対する提案(任意様式:A4版、概ね3ページ以内とする。)年間計画や実施計画の考え方、保護者や学校等との連携に対する考え方、苦情や要望への対応策について記載すること。

③ 支援員等の配置及び研修に対する提案（任意様式：A4版、概ね10ページ以内とする。）

支援員の配置体制や配置に対する工夫、研修体制の確立に向けた考え方、支援員の雇用・確保体制の確立など、支援員の配置及び研修に対する提案を記載すること。また、支援員を確保するための具体的な方策について、わかりやすく記載すること。

なお、提案内容のうち「支援員配置」については、本提案において、特に重要な観点としているため、内容及び運営体制等を分かりやすく記載すること。

④ 安全管理体制に対する提案（任意様式：A4版、概ね5ページ以内とする。）

児童の事故対策や健康管理（アレルギー等）、災害時の対策など、児童の安全管理に対する提案をわかりやすく記載すること。また、企業のコンプライアンス（法令遵守）に関する考え方を記載すること。

⑤ スケジュール案（任意様式：A4版、概ね1ページ以内とすること。）

本業務スケジュール案を、準備期間中のものも含めて記載すること。

⑥ 業務の見積書及び見積内訳書（任意様式）

本業務に係る見積書（内訳含む）を作成してください。ただし、提案限度価格を超えることはできない。

（2）記載上の留意事項

① 各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること。

② 実績については、過去5年以内の同種または類似の業務実績を記入すること。

③ 当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素でわかりやすいものとし、頁数の制限等を守ること

④ 見積書等は事業を運営する上で必要となる、人件費・消耗品費等、支出内容が判断できる情報を具体的に示すこと

（3）問合せ先 4（3）と同じ。

9 提案書の提出期限及び提出方法

（1）提出期限 令和元年12月2日(月)午後5時15分まで（必着）

（2）提出場所 4（3）に同じ。

（3）提出方法 持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。なお、提出後の差し替え、追加はできないものとする。

（4）提出部数 提案書等の提出部数は、①から⑤までを正1部、副10部とする。なお、別記様式第4号及び添付書類は、正に1部添付すること。

また、任意様式については「A4版」横書き上綴じを基本とし、図表等を使用する場合において、A4版2枚分として「A3版」を使用するときには、折り綴じること。

（5）提出書等の作成及び提出上の留意事項

① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製することとする。

② 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

10 説明書及び仕様書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本説明書及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

公告の日から令和元年11月8日(金)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

- ① 質問・質問回答書(別記様式第5号)を用いること。
- ② 持参又は郵送、FAXもしくは電子メールにより提出するものとし、電子メール以外の方法で提出した場合は、同内容を電子メールに添付して送付すること。
- ③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
- ④ 電話による問合せは受け付けない。

(4) 受付場所 4(3)に同じ。

(5) 回答方法

回答は、令和元年11月16日(金)(予定)までに、市ホームページに掲載する。

11 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 日時 令和元年12月中旬(予定)

(2) 場所 佐野市役所内会議室(予定)

※詳細な日時等については、「提案書の提出者の選定等通知」により連絡することとする。

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーションは20分、質疑応答は10分、合計30分を目安とする。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器の利用可とする。(必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パソコン等は各自持参すること。)
- ④ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
- ⑤ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者及び機器操作者を含む5名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧(別記様式第6号)により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届出るものとする。
- ⑥ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

12 提案書を特定するための基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価の視点	配点
1 業務の実施方針、理解度	業務実施の目的を十分理解した提案となっているか。	10
2 日常の運営	年間・月間計画の考え方は適切か	5
	保護者や学校等との連携に対する考え方が妥当か	5
	苦情や要望への対応策が考えられているか	5
3 支援員等の配置及び研修	支援員等の配置体制は適切か	10
	支援員等の配置体制に工夫が見られるか	5
	職員の研修体制が確立されているか	10
	支援員等の継続雇用や代替員の確保体制が確立されているか	10
4 安全管理体制	事故防止の対策が考えられているか	5
	災害時のこどもの安全確保策が確立されているか	5
	児童の健康管理（アレルギー対策等）に対する対応が適切か	5
	法令遵守への取り組みが行われているか	5
5 プレゼンテーション	説明に説得力があるか	5
	質疑応答等が的確で、論理的か	5
6 コスト	見積金額及び積算内訳から次のとおり算出する 評価点＝配点×（（提案者の中の最低提案事業費） ÷（当該提案者の提案事業費）	10
合 計		100

※コストの評価点は、最低提案事業者を10点とする。

※小数点第1位を四捨五入し、整数による評価点とする。

13 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。
- (2) 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ① 受付場所 4(3)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く）

- (4) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行うこととする。

14 契約等に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積書の受領及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。また、支払いは毎月払いとし、契約保証金は免除とする。

15 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本説明書に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本説明書の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市こどもクラブ運営業務提案者選定審査委員会」において行う。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (5) 提出された提案書等は返却しない。
- (6) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。
- (7) 本説明書に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。